

令和2年第3回（6月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第61号	小林古径記念美術館条例の制定について	文化行政課	1～4
議案第66号	上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	学校教育課	5
議案第71号	工事請負契約の締結について（板倉区統合小学校改修 工事）	契約検査課 教育総務課	6～7
議案第57号	令和2年度上越市一般会計補正予算（第1号）	学校教育課	8～9
議案第58号	令和2年度上越市一般会計補正予算（第2号）	社会教育課ほか	10～14

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 1 号
提 出 課	文化行政課

小林古径記念美術館条例の制定について

1 制定理由

小林古径邸敷地内において整備を進めている小林古径記念美術館について、古径の顕彰に加え、当市ゆかりの作家や美術品等を紹介する市立美術館として、本年 10 月 3 日から新たに供用を開始することとし、現行の小林古径邸条例及び小林古径記念美術館条例を廃止して新たに制定する本条例において、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるもの

2 主な規定内容

(1) 設置（第 1 条関係）

博物館法第 18 条の規定に基づき、本市出身の日本画家小林古径及び本市にゆかりのある美術作家に関連する作品等を広く紹介するとともに、市民の教育、学術及び文化の向上を図るため、美術館を設置する。

(2) 名称及び位置（第 2 条関係）

名 称	位 置
小林古径記念美術館	上越市本城町 7 番 1 号

(3) 利用時間（第 5 条関係）

午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

(4) 休館日（第 6 条関係）

次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

ア 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日

イ 休日の翌日

ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(5) 観覧料等（第 11 条、第 12 条、別表関係）

ア 観覧料

区 分	個 人	団体（20 人以上の団体）
一 般	510 円	1 人につき 410 円
高校生 中学生 小学生	260 円	1 人につき 210 円

イ 施設使用料

施設名	使用料（1 時間につき）
画室	1,020 円

ウ 年間観覧券

区 分	年間観覧券の料金
一 般	1, 5 0 0 円
高校生 中学生 小学生	7 0 0 円

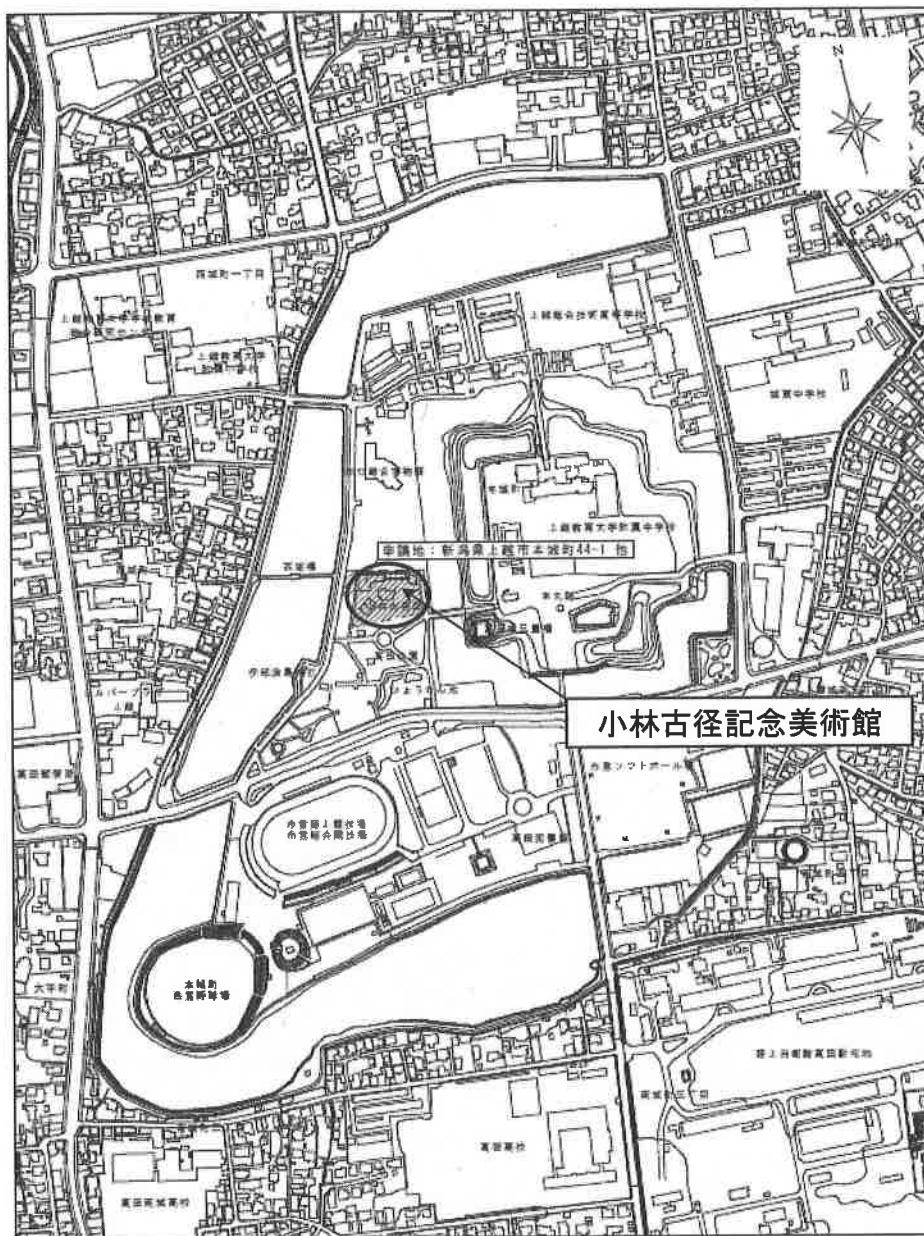
- (6) 小林古径邸条例及び小林古径記念美術館条例の廃止（附則第 2 項関係）
 現行の小林古径邸条例及び小林古径記念美術館条例は廃止することとする。

3 施行期日

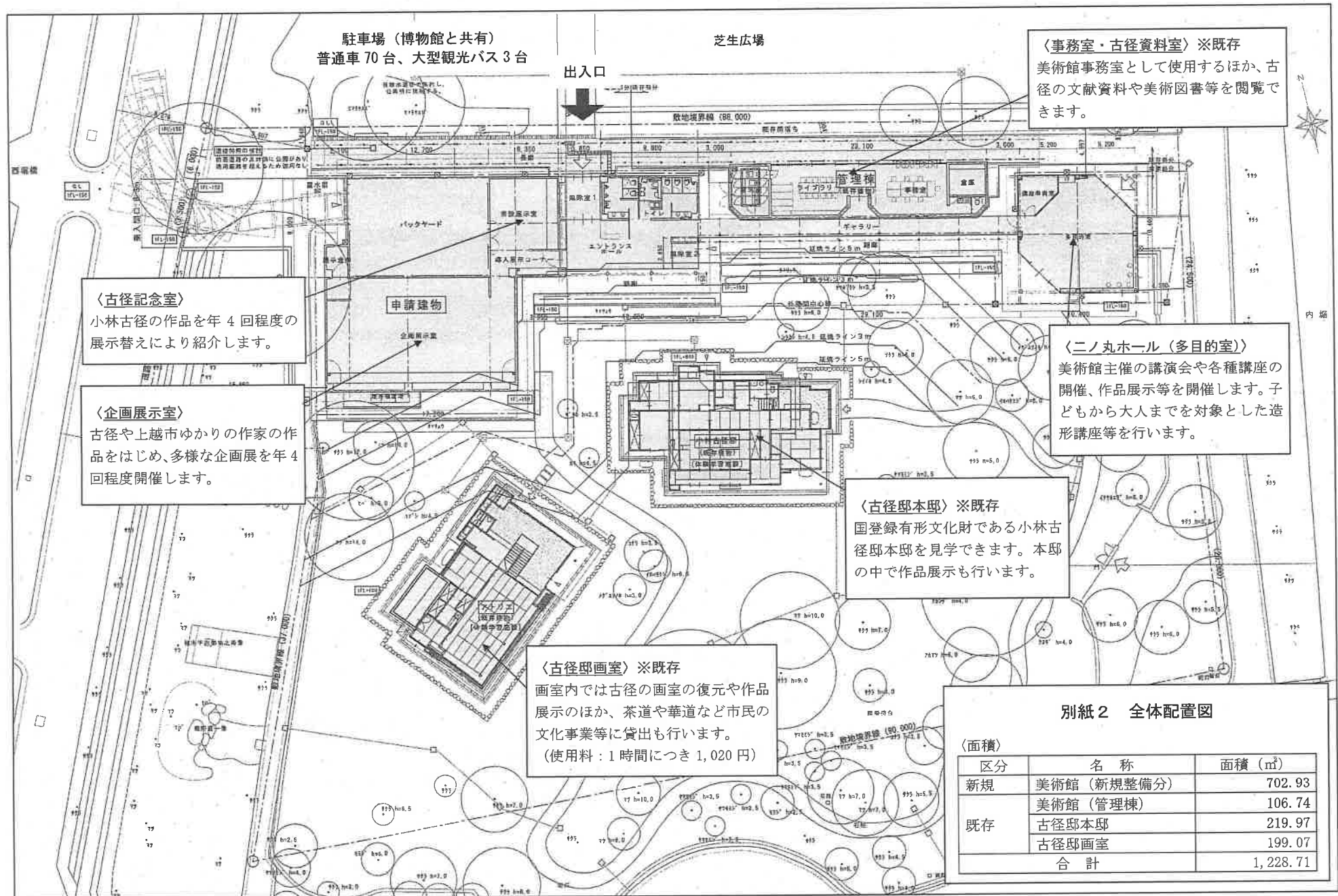
令和 2 年 1 0 月 3 日。ただし、2(6)は、公布の日

4 参考資料

- (1) 位置図 別紙 1 のとおり
 (2) 全体配置図 別紙 2 のとおり



位置図



所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 6 号
提 出 課	学校教育課

上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を受け、放課後児童支援員の資格要件を改めるもの

2 改正内容

放課後児童支援員に必要な研修を行う者に中核市の長を追加する。（第 1 0 条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（職員） 第 1 0 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者採用された日から 2 年を経過していない者にあつては、同日から 2 年を経過する日までの間に修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 （1）～（10） 略 4 及び 5 略	（職員） 第 1 0 条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市_____の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者採用された日から 2 年を経過していない者にあつては、同日から 2 年を経過する日までの間に修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 （1）～（10） 略 4 及び 5 略

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 1 号
提 出 課	契約検査課・教育総務課

工事請負契約の締結について
(板倉区統合小学校改修 工事)

- (1) 見 積 年 月 日 令和 2 年 5 月 12 日
- (2) 仮契約の相手方 田中・久保田・島田 共同企業体
(上越市大字土橋 1928 番地)
- (3) 契 約 額 178,200,000 円
(見 積 金 額) (162,000,000 円)
- (4) 予 定 価 格 178,497,000 円
(税 抜 価 格) (162,270,000 円)
- (5) 最低制限価格 161,639,500 円
(税 抜 価 格) (146,945,000 円)
- (6) 工 期 契約締結の日から令和 3 年 2 月 20 日まで
- (7) 契 約 方 法 随意契約
(上越市財務規則第 135 条第 3 項第 9 号の規定に基づく)
- (8) 見 積 結 果

見 積 者 (第 3 回入札時の最低応札者)	見積金額 (円)
田中・久保田・島田 共同企業体	162,000,000

【不調となった入札結果】(入札を 3 回実施したが予定価格以下の応札がなかったため不調)

	入 札 者	入札金額 (円)		
		第 1 回	第 2 回	第 3 回
1	田中・久保田・島田 共同企業体	175,000,000	170,000,000	164,000,000
2	大栄・清水 共同企業体	177,000,000	173,000,000	166,000,000
3	澤井・山口 共同企業体	180,000,000	171,000,000	辞退
4	日曹建設・高橋組建設 共同企業体	184,000,000	174,000,000	辞退

【施設概要】

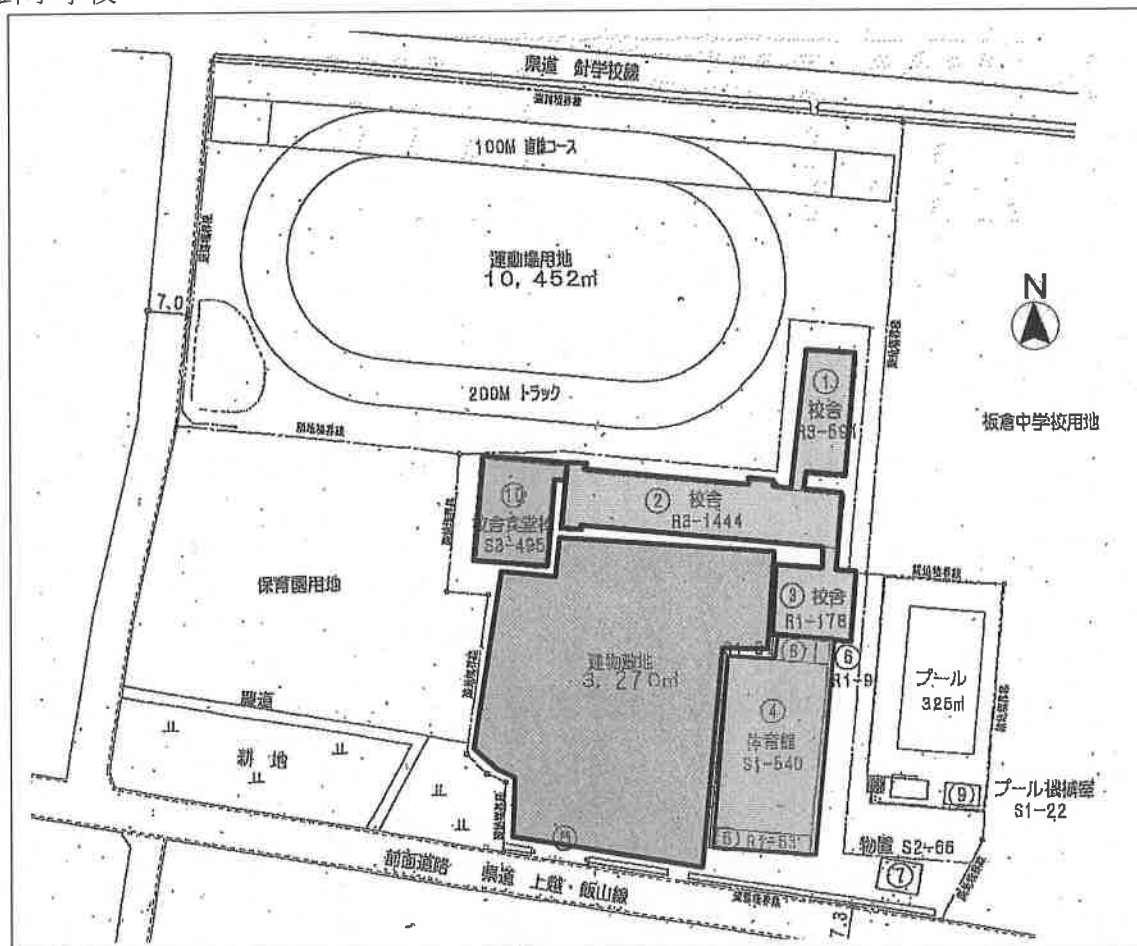
- ・所在地 上越市板倉区針 1129 番地（針小学校敷地内）
- ・構造等
 - 校舎棟・昇降口棟：鉄筋コンクリート造 3 階建
 - 食堂棟：鉄骨造 3 階建
 - 体育館棟：鉄骨造＋鉄筋コンクリート造 平屋建
- ・延床面積 3,569 m²

【工事概要】

- ・整備内容
 - 校舎棟・昇降口棟
 - ・屋上防水改修
 - ・外壁改修
 - ・給水改修
 - ・1 階児童用トイレ新設
 - ・多目的トイレ新設
 - ・2 階、3 階既存トイレ改修
 - ・普通教室、特別支援教室等改修
 - ・現職員室、保健室、会議室等改修
 - ・廊下、階段室改修
 - ・玄関、玄関ホール改修
 - 食堂棟
 - ・屋上防水改修
 - ・外壁改修
 - 体育館棟
 - ・外壁改修
 - ・給水改修
 - ・既存トイレ改修
 - 外構
 - ・バスロータリースペース新設
 - ・駐車スペース拡張

【工事位置図】

- ・針小学校



所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 7 号
提 出 課	学校教育課

歳出科目 (P14～P17)	10 款 1 項 2 目	事務局費
----------------	--------------	------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
スクールバス等運行事業	204,817	8,332	213,149

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	4,100	需用費	121
一般財源	4,232	委託料	8,211

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用し、路線バスで登下校を行う児童生徒において、一部路線における車内の過密化を避けるため、スクールバスを臨時に増車することから、これに要する経費を増額するもの

【補正内容】

大湊小学校において、72 人の児童が路線バス（犀潟駅線）を利用し、登下校しているが、12 歳未満は 3 人を 2 人とみなすため、乗車定員以内の利用ではあるものの、児童同士が密着する状態にある。

新型コロナウイルス感染症対策として、車内の過密化を避けるため、スクールバスを増車し、児童を 2 台のバスに分散して登下校を行うことにより、安全を確保する。

(歳入)

項 目		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	4,100	4,100
	へき地児童生徒援助費等補助金等	10,233	0	10,233
財産収入	物品売払収入	270	0	270
諸収入	スクールバス使用料等	2,564	0	2,564
市債	過疎地域自立促進特別事業等	47,700	0	47,700
一般財源		144,050	4,232	148,282
合 計		204,817	8,332	213,149

(歳出)

項 目		補正前	補正額	補正後
需用費	燃料費	17,508	121	17,629
	消耗品費、備品修繕料等	16,413	0	16,413
役務費	手数料、保険料	6,306	0	6,306
委託料	スクールバス運行委託料	128,862	8,211	137,073
使用料及び賃借料	自動車借上料等	4,021	0	4,021
備品購入費	庁用自動車購入費	29,933	0	29,933
負担金補助及び交付金	バス運行負担金	643	0	643
公課費	自動車重量税	1,131	0	1,131
合 計		204,817	8,332	213,149

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 8 号
提 出 課	社会教育課

歳出科目 (P 36～P 37)	10 款 5 項 1 目	社会教育総務費
------------------	--------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
野外活動施設管理運営費	2,056	103	2,159

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	103	補償、補填及び賠償金	103

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項 目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	103	103
指定管理減収補填金	0	103	103

○補填対象施設等

施 設 名	補填額	指定管理者
大潟野外活動施設	103	大潟観光協会

歳出科目（P36～P37）	10款5項1目	社会教育総務費
---------------	---------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
上越科学館管理運営費	86,311	5,364	91,675

主な補正財源		主な経費	
一般財源	5,364	補償、補填及び賠償金	5,364

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	5,364	5,364
指定管理減収補填金	0	5,364	5,364

○補填対象施設等

施設名	補填額	指定管理者
上越科学館	5,364	新東産業株式会社

提 出 課	教育総務課
-------	-------

歳出科目（P36～P37）	10 款 5 項 5 目	水族博物館費
---------------	--------------	--------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
水族博物館管理運営費	34,637	124,040	158,677

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
財産収入	9	積立金	124,040
諸収入	124,030		
一般財源	1		

【補正理由】

水族博物館の指定管理者からの納付金等を水族博物館整備運営基金に積み立てるもの

【補正内容】

(歳入)

項 目		補正前	補正額	補正後
財産収入	水族博物館整備運営基金利子	41	9	50
諸収入	指定管理業務納付金	1	124,030	124,031
寄附金	水族博物館整備運営寄附金	1	0	1
一般財源		0	1	1
合 計		43	124,040	124,083

(歳出)

項 目		補正前	補正額	補正後
積立金	水族博物館整備運営基金積立金	43	124,040	124,083

○目的

水族博物館の管理運営においては、利用料金収入の一部を水族博物館整備運営基金として積み立て、施設のリニューアルなどの再投資に充てることとしており、令和元年度の利用料金収入の一部について指定管理者から納付があったことから、当該納付金を基金運用利子とともに基金に積み立てるもの

○内容

指定管理者からの納付金 124,031,617 円、基金運用利子 9,310 円の合計 124,039,927 円を水族博物館整備運営基金に積み立てる。

○その他

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した指定管理者に対する補填は、水族博物館においては、協定に基づき指定管理者が市へ支払う納付金の上限額 9 億円と補填相当額を相殺することにより行う。

提 出 課	スポーツ推進課
-------	---------

歳出科目 (P36～P37)	10 款 6 項 4 目	体育施設費
----------------	--------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
体育施設管理運営費	269,023	7,600	276,623

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	7,600	補償、補填及び賠償金 7,600	

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項 目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	7,600	7,600
指定管理減収補填金	0	7,600	7,600

○補填対象施設等

施 設 名	補填額	指定管理者
高田城址公園野球場	573	一般財団法人上越市スポーツ協会
高田城址公園陸上競技場	290	
高田城址公園庭球場	330	
高田城址公園弓道場	78	
スポーツ公園多目的運動広場	42	
スポーツ公園庭球場	153	
スポーツ公園野球場	388	
上越市びょうぶ谷野球場	222	
上越市庭球コート	29	
上越市今泉スポーツ広場野球場	170	
上越市今泉スポーツ広場多目的広場	37	
上越市少年野球場	65	
上越総合運動公園テニスコート・クラブハウス	2,085	
上越市教育プラザ体育館	276	
上越市総合体育館	1,310	
上越勤労身体障害者体育館	310	
上越市藤野野球場	324	
上越市高田スポーツセンター	317	
柿崎総合運動公園グラウンド	16	新東産業株式会社
柿崎総合運動公園人工芝グラウンド	152	
上越市柿崎総合体育館	433	

歳出科目 (P36～P37)	10 款 6 項 5 目	オールシーズンプール費
----------------	--------------	-------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
オールシーズンプール管理運営費	27,548	6,016	33,564

主な補正財源		主な経費	
一般財源	6,016	補償、補填及び賠償金	6,016

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後 ¹
補償、補填及び賠償金	0	6,016	6,016
指定管理減収補填金	0	6,016	6,016

○補填対象施設等

施設名	補填額	指定管理者
上越市立オールシーズンプール	6,016	株式会社新潟ビルサービス